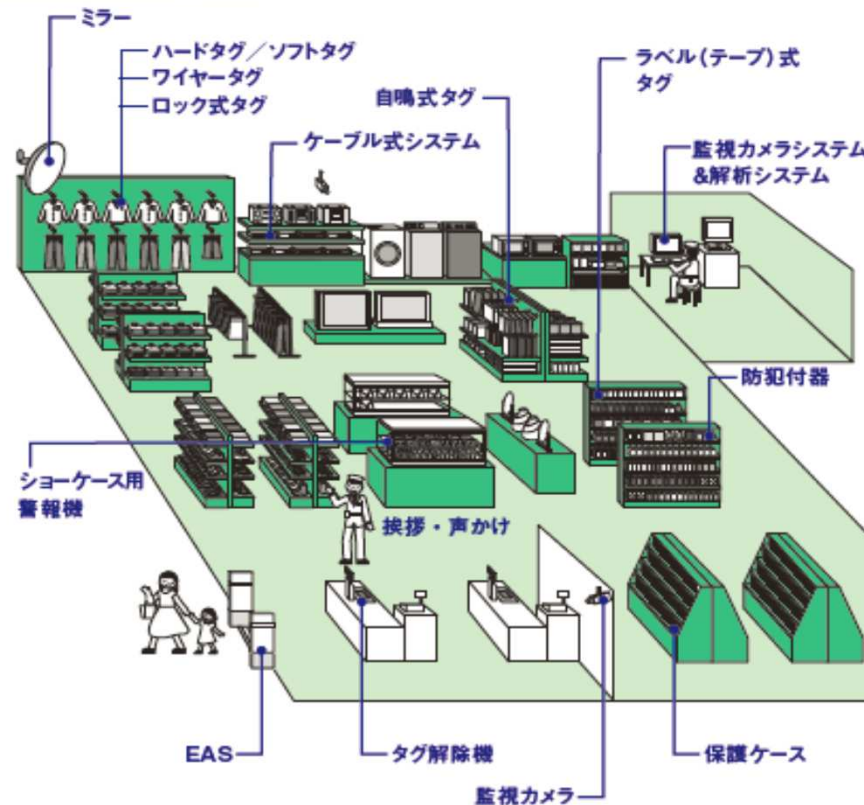


# 1兆円を超える日本小売業のロスを予防する 答えとは



# 本日の内容

はじめに「最近の当協会の活動より」

- ・経営力向上計画のA類型証明書(分野:EAS、防犯カメラ)発行開始
- ・防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め  
2017年度

本題

「1兆円を超える日本小売業のロスを予防する答えとは」

# 経営力向上計画のA類型証明書(分野:EAS、防犯カメラ)発行開始

## お知らせ

(1)平成29年度税制改正により、中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、従来の産業競争力強化法に基づく「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」を改組し、中小企業等経営強化法に基づく「中小企業経営強化税制」が創設されました。

(2)また、中小企業等経営強化法に基づく「固定資産税の特例措置(地方税)」においても、対象設備細目が平成29年4月1日から拡充されました。

(3)当協会としては、ユーザー様及び会員の要望に応えるため、さらには「攻めの防犯」と「防犯民主主義」を推進するために、平成30年1月25日の理事会承認を経て、平成30年2月1日より本証明書の発行受付をスタートします。

# 防犯設備導入で税制優遇

## 中小企業向けに防犯カメラ、EAS等が対象

### 中小企業庁/JEAS



大川 隆 会長

中小企業等経営強化法は、平成29年度税制改正により、中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、従来の産業競争力強化法に基づく「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」を改組し、中小企業等経営強化法に基づく「中小企業経営強化税制」が創設されました。この新税制は、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等が防犯カメラ、EAS(電子防犯システム)等の防犯設備を導入した場合、その導入に係る費用の10%を税額控除の対象とするものです。また、地方税法に基づき、防犯カメラ等の防犯設備の導入による固定資産税の特例措置が拡充されました。この特例措置は、平成29年4月1日から適用されることとなります。

中小企業等経営強化法は、平成29年度税制改正により、中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、従来の産業競争力強化法に基づく「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」を改組し、中小企業等経営強化法に基づく「中小企業経営強化税制」が創設されました。この新税制は、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等が防犯カメラ、EAS(電子防犯システム)等の防犯設備を導入した場合、その導入に係る費用の10%を税額控除の対象とするものです。また、地方税法に基づき、防犯カメラ等の防犯設備の導入による固定資産税の特例措置が拡充されました。この特例措置は、平成29年4月1日から適用されることとなります。

関係の発行を依頼。依頼を受けた設備メーカーは、中小企業庁ホームページ(JEAS)から、ユーザー様へEAS(電子防犯システム)等の防犯設備の導入に係る費用の10%を税額控除の対象とする旨を説明する旨の通知を各ユーザー様へ送付済みです。

# 防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め 2017年度

お客様の目的は万引防止システムを購入することでは無い。お客様が求めているのは「お店の不明ロスを限りなく減少させること」であり、「安全・安心・快適な環境のお店を作ること」なのだ。その目的を達成するための手段として法令に適ったシステムを購入していただきたい。  
 ~JEAS新活動宣言より 抜粋~

10476掲載

## 防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め

万引防止システムをお使いいただきありがとうございます。日本万引防止システム協会の加入会員企業ではその製品の品質・機能において万全を期して開発・導入を進めてまいります。

今後の最先端として、本誌防止や不要発見のトリガーとしての役割に加え、新たに犯罪行為の未然防止につながる防犯機能が。その際、考慮しなければいけないことは、防犯データ(文字・画像、プライバシーの侵害等への法的な配慮が必要である点です。)

新たに改正個人情報保護法が平成20年6月30日に全面施行された。画像及びその画像から抽出した顔画像データで個人を識別できるものも同様。基本的に個人情報にあたることを前提に、来店者の理解を必要としています。具体的な対応としては、店頭や店内に「防犯カメラ」の告知POP表示を顕著するなどが必要とされています。

また、個人情報保護法上は、例えば、防犯目的のために取得したデータについて防犯以外の目的に利用する場合は本人の同意が必要となります。また、個人情報を取り扱う場合、保存期間の明示、データの適正な管理を行う必要があります。なお、個人情報保護委員会がホームページ( <http://www.ppc.go.jp/> )で解説されています。ご確認ください。

万引防止のために、できる限りの措置を講じることは、店舗にとっても、犯罪を防止するという社会的責務に合致するものです。防犯カメラに活用された防犯画像を活用することについても関係者に告知があり、かつ、個人情報保護法を遵守し、人権を侵害することのないように考えます。

本書の概要	
1. ルール	防犯カメラ管理規定(例)※ ※変更した運用の例、※
2. 考え方	システム利用上の防犯カメラ管理にあたる
3. 参考	カメラ画像の取扱いに関する個人情報保護法Q&A※

## 1 ルール

### 防犯カメラ管理規定(例)

防犯カメラの設置店舗は、防犯カメラ管理規定(例)に沿った運用をお願いします。

1. 店舗における防犯カメラの設置目的は、設置場所内の安全管理及び犯罪防止に際して使用する為であり、記録を残す目的でのみならず、使用を限定する。
2. 上記に基づき、店内には「防犯カメラ設置」や「防犯カメラ稼働中」の表示を行うことで、防犯目的であることを明示する。
3. 記録に関しては、管理責任者を〇〇〇〇〇〇、管理責任者を〇〇〇〇〇〇〇と定め、両名を管理者と管理責任者以外に記録内容に照らし合わせる。また、記録内容については、必要に応じて高干渉装置とする。
4. 記録内容の照会及び印刷等については管理責任者が、従業員に立寄を促すものについては、守秘義務及びセキュリティ教育を受けた従業員のみが閲覧でき、決して第三者に開示しないこととする。
5. 記録内容において第三者への開示を行う場合は必ず、記録された本人に同意を得ることとする。同意が得られない場合は第三者への開示を行わない。
6. 本人から本人の管理責任者要求された場合は、即時、それに応じなければならない。また、本人からの管理責任者要求を受けた場合は、即時、それに応じなければならない。
7. 法令に基づく場合、下記事項においてはこれを除外することができる。
  - ①法令に基づく場合 ※公衆の利益、児童福祉等
  - ②人の生命身体又は財産の保護(本人の同意を得ることが困難であるとき)
  - ③公衆衛生の向上等(同)
  - ④国の防犯等の履行(本人の同意を得ることにより業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき)
8. 記録内容の保存にあたっては、換機日時や操作、提供した画像の内容、資料目的、理由を記録する。
9. 管理責任者が防犯カメラの設置運用に関する教育を受けた場合は、就業中対応し、必要な措置を講ずる。また、顧客対応に関する情報は、メンテナンス過程における顔画像データ漏洩を防止するため、保守作業終了後に記録内容を削除する。また、記録用ハードディスクを交換する場合は、交換ディスクの廃棄方法、責任者を明確にする。

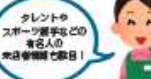
### 【それ以外の取扱い事項】

10. レコーダーは遠隔操作可能又は遠隔操作可能である場合に限り、他の管理が行われる。管理責任者による記録、その目的、責任者、責任者以外に記録内容を照らし合わせる。また、記録用ハードディスクを交換する場合は、交換ディスクの廃棄方法、責任者を明確にする。
11. 管理責任者は上記の規定を定期的にチェックすること。

### 運用管理規定(例)

防犯データ(文字・画像)を利用する際は、運用管理規定(例)を参考にされた防犯データの活用をお願いします。

1. 「防犯カメラ管理規定」を定め、理解し遵守すること。
2. 防犯カメラの活用目的に照らし合わせた個人情報は、店舗の万引防止の目的のために利用するものであり、犯罪を防止するという目的でのみならず、使用を限定することとする。
  - ①防犯画像及び画像から抽出した顔画像のSMB読み込み。
  - ②防犯画像及び画像から抽出した顔画像のSMB読み込み。
  - ③防犯画像及び画像から抽出した顔画像のSMB読み込み。
3. 「個人情報保護法」に定める記録内容の開示に際しては、管理責任者と管理責任者以外に記録内容を照らし合わせる。また、記録内容については、必要に応じて高干渉装置とする。



## 2 考え方

### システム利用上の基本的考え方

システムが登録画像を検出した際も、お客様として、丁寧な対応に努めていただくようぜひお願いします。

1. 画像認識システムや非接触検知システム等でのアラートはその時点では犯人ではありません。アラートの正確性が100%というものはないので、必ずしも必ず、アラート対象者を犯人と決めつけるべきではありません。必ずしも必ず、アラート対象者を犯人と決めつけるべきではありません。
2. 防犯カメラは万引防止策の一つとして導入され、これによって他を代替しようとするのではなく、他の対策を併用し、これを補完するものとして導入すること。
3. 店内ルールが不明確な状態で、顧客情報が、個人を特定する他の情報と一致となった場合は万が一に備えなければならないこと。



## 3 参考

### カメラ画像の取扱いに関する個人情報保護法Q&A

- Q1 防犯目的のためのカメラ画像や顔画像データの取扱い**  
 店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔画像データを取扱う際に、どのような運用を講ずる必要がありますか。  
**A1** 本人を利用可能なカメラ画像やそこから得られた顔画像データを取扱う場合、個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔画像データを利用しなければなりません。本人を利用可能なカメラ画像を撮影し、顔画像データを利用する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知し、公表することが必要です。  
 防犯カメラにより、防犯目的のために顔画像データを利用する場合は、「顔画像」の状況から見て利用目的が明らか(法第18条第4項第4号)であることから利用目的を通知し、公表を不要としますが、防犯カメラが中継中であることを店舗の入口に明示する等、本人に対して自身の個人情報が取扱されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。  
 また、カメラ画像や顔画像データを体系的に蓄積して個人データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔画像データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要となります。

- Q2 販促目的のためのカメラ画像や顔画像データの取扱い**  
 店舗にカメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔画像データをマーケティング等の販促目的に利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような運用を講ずる必要がありますか。  
**A2** 本人を利用可能なカメラ画像やそこから得られた顔画像データを取扱う場合、個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、あらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知し、公表することとし、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔画像データを利用しなければなりません。  
 なお、防犯目的のために顔画像データを利用するカメラ画像やそこから得られた顔画像データについて、他の目的に利用しようとする場合は、本人の同意を得る必要があります。

- Q3 カメラ画像から抽出した顔画像や顔画像データ(人間データ)**  
 カメラ画像から抽出した性別や年齢といった属性情報や、人物を全身のシルエット画像に置き換えて作成した顔画像データ(人間データ)は、個人情報に該当しますか。  
**A3** 個人情報とは、特定の個人を識別することができる情報をいいます。性別、年齢、又は全身のシルエット画像等による顔画像データのみであれば、抽出元の本人を利用可能なカメラ画像や人間データ等本人を識別することができる情報と容易に照合することができる場合を除き、個人情報には該当しません。

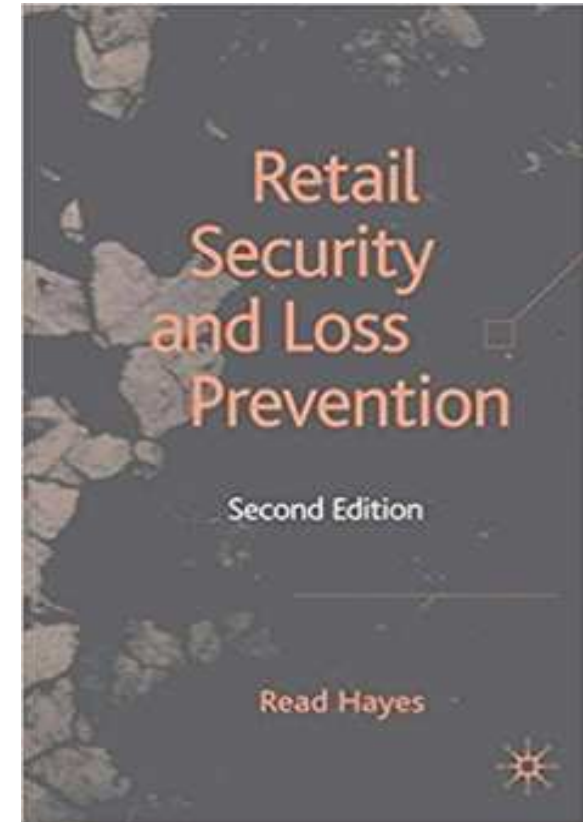
並びになりますが、大規模チェーン店やグループ企業間などのように組織が大きくなれば、おのずか情報連携やデータの目的外利用のリスクが高まります。同一組織間であっても、①データの項目、②利用の範囲の明確化、③利用目的、④責任者を決めておくことをお勧めします。

# 1兆円を超える日本小売業のロスを予防する答えとは

世界のロス対策研究の第一人者フロリダ大学リード・ヘイズ博士が小売業におけるロス対策を総合的体系的にまとめたセキュリティとロス対策の教科書的名著の日本語版がまもなく発刊されます。

翻訳者の近江元氏（エイジスリテイルサポート研究所株式会社 代表取締役社長）

稲本義範氏（JEAS事務局次長）が翻訳のエピソードやその実践的な活用方法をご紹介します。



リード・ヘイズ教授の『Retail Security and Loss Prevention』



# 本日はご清聴ありがとうございました。

**JEAS** 日本万引防止システム協会

**EAS**  
日本万引防止システム協会

NEWS

組織・事業案内

お問い合わせ

会員企業

会員ログイン

万引防止システム ハンドブック

協会資料ダウンロード

中小企業等経営強化法の証明制度について [電子商品監視機器、防犯カメラ]

万引犯罪全般の情報  
万防機構ホームページ

ENGLISH

ご質問・ご感想などはHPの「お問い合わせ」をご利用ください。

新規会員の入会も受付けております。

## 「日本EAS機器協議会」から「日本万引防止システム協会」へ 名称変更のご案内のお知らせ

日本万引防止システム協会は関係省庁はじめ、関連諸団体の皆様のご指導ご支援を賜りつつ、会員各社の協力のもと、お陰さまで17年目を迎えています。

平成23年6月13日開催の「日本EAS機器協議会」の第10回目の通常総会に於いて、設立から9年間親しんできました、日本EAS機器協議会を日本万引防止システム協会と産業団体に相応しい名称に変更いたしました。EASはElectronic Article Surveillanceの略で「電子的商品監視」という音